東洋史研究
第六十一巻　第三號　平成十四年十二月發行

江陵鳳凰山漢簡再考

佐原康夫

はじめに
Ⅰ　葬送文書類
Ⅱ　一〇號墓出土簡牘
Ⅲ　里正と鄉里社會
おわりに

はじめに

一九七三年から七五年にかけて、湖北省江陵縣の鳳凰山一帶で、前漢時代前期、文帝・景帝時代の竪穴木槨墓が多數調査された。發掘された墓葬のいくつかは、地下水の影響から、木製品や纖維製品など有機物の保存狀態が非常に良好であった。しかも複數の墓で、副葬品リストである遣策が出土しており、記載された品目と副葬品とを照合することができた。これほど條件の整った發掘例は、中國考古學史上において極めて稀である。大きな木槨と豐富な副葬品を持つ一六八號墓について、近年改めて詳細な發掘報告がなされたことは、その學術的意義の大きさを物語っている。(1)

江陵鳳凰山漢墓から出土した簡牘類の中で、一〇號墓から出土したものは、鄉里における租稅徵收に關係するものや商業關係の契約書など、內容が多岐に及ぶことから、ひところ歷史研究者の注目を集めた。發掘簡報と同時に公表された中國の研究者による研究を踏まえて、日本では一九七〇年代から八〇年代初頭にかけて、一〇號墓出土の簡牘を紹介しつつ、商業活動や錢納人頭稅制の資料として活用した業績が、いくつか公表された。[2] これら日中で重ねられた研究の成果として、一〇號墓の被葬者が、出土した木印から名を「張偃」といい、景帝の初年に南郡江陵縣西鄉平里の里正を務めていたと思われることが明らかになっている。

しかし一〇號墓出土簡牘は、記載の特色からいくつかに分類することはできるが、その多くは表題もなく、文書や帳簿として完結しているのかどうかも實は疑わしい、斷片的な資料である。從來の研究においては、誰が何のために書いたのかという、基本的な視點が定まらぬまま、論者の關心に應じた解釋に任されてきたことは否定できない。さらにその後、學界の關心が雲夢秦簡に過度に集中したことも手傳って、江陵鳳凰山漢簡は研究が不十分なまま、いつの間にか影が薄くなってしまった。

とはいえ、出土後三〇年近くを經過した現在も、漢代の鄉里の動きが直接に書かれた資料は、江陵鳳凰山漢簡以外になかなか見あたらないことも事實である。この貴重な資料に、現在の簡牘研究の水準から改めて光をあててみることができないか。これが本稿の目的である。簡牘のうち一〇號墓出土のものについては、依然として鮮明とは言い難い圖版が部分的に公表されているだけであり、新たに獨自の釋讀を行うのは困難だが、それでも檢討の餘地はさまざまに殘されていよう。不十分を承知の上で、遲ればせながら分析を試みることにしたい。

Ⅰ　葬送文書類

（1）遣　　策

漢代の墓葬に副葬される簡牘は、大別すれば葬送文書類とそれ以外とに分けられる。葬送文書類は、遣策を始め、被葬者の葬送の際に作成して副葬される、儀禮的あるいは呪術的内容を持っている。江陵鳳凰山漢墓の場合、遣策とともに、冥界の官吏に宛てた公文書の書式を持った葬送文書の存在が注目される。

葬送文書類以外のものは、被葬者の生前の生活と強く結びつき、その結果として意圖的に副葬されたものと、偶然副葬されるに至ったものとの二種類に分けられる。江陵鳳凰山の場合、一〇號墓に副葬された様々な簡牘の多くは前者に當たる。後者については、同じく九號墓で、安陸縣發の公文書牘が船の模型の屋根板として再利用されていたことが、手近な例としてあげられる。

これらの違いを踏まえて、まず遣策から見ていくことにする。江陵鳳凰山では、八、一〇、一六七、一六八號の各墓葬で、遣策などの葬送文書類が、副葬品を收納した頭箱や邊箱の底部に置かれていた。八號墓、一六八號墓の遣策には、物品名などの文字の下方に、縱線でチェックの印が書かれている。事前にリストを作って物品の種類と數量を確かめた上で、そのリストから先に木槨内に收められたことがわかる。ただしリストと實際の副葬品が、完全に一致するわけではない。

江陵鳳凰山漢墓では、彩色を施された木製俑が多數副葬され、遣策にも詳細に記されていることが、大きな特色となっている。いま試みに、八、一六七、一六八號墓の遣策から、木俑に關係する部分を拔き出して、次頁の**表1**にまとめた。(3)もともと簡がばらばらになった狀態で出土しているため、簡の配列は便宜的なものである。以下、この表1に基づいて考察を進めよう。

表1　江陵鳳凰山漢墓遣策に見える奴婢俑

8號墓遣策	167號墓遣策	168號墓遣策
軺車一乘蓋一　繡坐巾一 豹首車絅 馬二匹　犬二 大奴賢御 小奴堅從車 大奴甲車豎 騎馬二匹 大奴宜騎 大奴□騎	軺車一乘 紫蓋一 駵牡馬二匹齒六歳 御者一人	軺車一乘蓋一馬二匹御一人大奴 案車一乘馬四匹有蓋御一人大奴 從馬男子四人大奴
大奴息謁 大奴美謁 大奴蒲蘇從 大奴不敬從 大奴祿從執循 大奴獾從執循 龜循一	謁者二人	□者一人大奴 □史二人大奴
大婢綠奉巾 大婢紫奉巾 素手巾皆繢緣 大婢縛奉疎 大婢留人奉疎 大婢女□侍 大婢壬侍 大婢畜侍 大婢苟□侍 大婢庳養 大婢宛養	賁侍女子二人綉衣大婢 櫝大婢四人 女子二人持疎枇綉大婢 侍女子二人大婢 養女子二人綉衣大婢	美人女子十人大婢 養女子四人大婢
大奴師將田操鍤 大奴偃耒操隻 大奴鄖中耒操隻 大奴耒操累 大奴衆耒操累 大奴□除乘操□□ 大奴熊作造 大婢益操鉏 大婢豹操鉏 大婢幸操鉏 大婢□青操鉏 大婢益宦操鉏 大婢□操鉏 大婢幸金操鉏 大婢葸操鉏	大奴一人持鍤 耕大奴四人 小奴一人持□□□ 小奴一人持鉏	田者男女各四人大奴大婢各四人
船一艘 大奴孝擢 大奴虞擢 大奴服擢 大奴舒擢 大奴宦擢 大奴兆擢		
牛車一乘載□□三束 牛一匹名黑 小奴春芻	牛牛車一兩 牛者一人大奴一人	牛車一兩竪一人大奴
右方耦人籍凡卌九		■凡車二乘馬十匹人卌一船一艘

まず各墓について、實際に副葬された木俑と遣策の記載を比較しておく。八號墓からは合計四四體の木俑が出ており、遣策に見える男女の合計數四三とほぼ一致するが、表1の末尾に見える合計數「卌九」とは合わない。次いで一六七號墓に副葬された木俑は二四體（男一一、女一三）、遣策では男女一二ずつの計二四人で、これもほぼ一致する。一六八號墓では總數四六體（男二二、女二四）の木俑が出土しているが、遣策では三二人（男一四、女一八）しか數えられず、大きなずれがある。また表1の末尾の合計「人卌一」とも一致していない。この集計の記載には「船一艘」が擧げられているが、リストの本文には見あたらず、船に乘った五體の俑も數えられていない。一六八號墓の遣策は元來かなり混亂があるらしい。

これらの遣策に共通する點として、男女の俑が「大奴」「小奴」「大婢」のように、奴婢として記載されていることがあげられる。一六七號墓の「御者」と「謁者」がわずかな例外だが、「大奴」の文字が書き漏らされたと考えて差し支えないだろう。遣策は本來、被葬者があの世に持ち込む家財のリストであり、その中に奴婢が含まれるのはむしろ當然である。同様の記載は甘肅武威雷臺の後漢墓で出土した靑銅俑の銘にも見られ、[4] 被葬者が墓中で召し使う奴婢として俑の類を副葬することは、漢代には一般的な習慣だったと考えられる。

しかし八號墓の遣策のように、奴婢の俑に一體ごとに名前までつけられているのは、江陵鳳凰山漢墓の遣策の最もユニークな特色である。一六八號墓の遣策には奴婢の名前が記されないが、葬送文書には「大奴良」や「大婢益」という名前が見え、奴婢の俑はやはり名前を持つべき存在であった。ただしこれらの俑が、被葬者が生前に所有した奴婢と一致するとは限らない。例えば八號墓の「大奴師將田操鍤」は、農作業のリーダーとして鍤を持つ大奴の名前が「師」だったことを示すが、いささか都合のよすぎる名前である。また一六七號墓遣策の他の個所に、「綉囊一盛、八千金」「素綉囊一盛、萬九千金」「繒笥合中繒、直二千萬」とあるように、副葬品があの世で途方もない價値を持つことになっている例も珍しくない。一般に被葬者が墓中に持ち込む副葬品は、生前の財產の單純な複製ではなく、多分に願望を含んだ架空のものなのである。

奴婢俑には役割分擔があり、大別すれば、車馬・從騎（男）、侍從（男）、家內勞働（女）、農業勞働（男女）に分けられる。このうち侍從關係は、被葬者の身近に侍する役割で、「謁者」は劍や戟の武器を持った俑に比定されている。家內勞働の關係では、「養」が食膳係、「奉疎」が櫛などを持つ小閒使い、他は奧女中か。これらの役割に比定される俑には、一六七號墓遺策に「綉衣」と書かれるように、細かい文様を持つ立派な衣裝が描かれている。一六八號墓遺策に見える「美人」というのは、美しい女性なのか、天子の後宮における女官の稱號をまねたのかわからない。ちなみに一六七號墓の被葬者は女性、一六八號墓は男性である。農業勞働關係では、成人男性は鍤のような大きめの農具を、女性と少年が鉏を持つように、力仕事と輕作業が區別されていることに注目される。

以上の分類に加えて、さらに船の關係、牛車の關係もあげられる。特に乘り物として船が重視される點は、この地域の土地柄を示していよう。しかし牛車は、一六八號墓遺策の末尾の集計の中で獨立して數えられておらず、廣義の農業生產用具に屬すると見るべきかもしれない。

このような役割分擔は、記載の仕方や人數に繁簡の差はあるにせよ、各遺策で共通している。これは、漢代の人々が死後の世界で、大勢の召使いを持って豐かに暮らすことを夢見た場合の、家政のあり方を示していよう。もちろん地上の王侯貴族や豪族たちが、これに類した生活を送っていてもおかしくはない。實際これらは皇帝の家政機關とも類比が可能であり、車馬・從騎關係が太僕に、侍從關係が光祿勳に、家內勞働が少府や掖庭にあたるとも考えられる。もっとも執事にメイド、コック、ボディーガードや運轉手と言い換えてみれば、現代の大金持ちにも共通しているのだが。

（2）葬送文書

江陵鳳凰山一六八號墓には、遺策に加えて、長さ二三・二糎、幅四・四糎の竹牘が副葬され、次のように書かれている（／記號は改行を示す。以下同様）。

十三年五月庚辰、江陵丞敢告地下丞、市陽五／大夫燧自言、與大奴良等廿八人、大婢益等十八人、軺車／二乗、牛車一兩、□馬四匹、駲馬二匹、騎馬四匹、／可令吏從事、敢告主

黄盛璋氏が早くに指摘したように、これは漢代の「傳」、すなわち官の發行する旅行手形に似た書式を持っている。[5] 江陵縣丞から「地下の丞」に宛てて、江陵縣市陽里に居住する、爵五大夫を持つ「燧」という人物が、副葬品一式を携えて行くことを知らせた葬送文書である。この墓の被葬者の口内には、「遂」という文字が刻された玉印が入っており、文書に見える「市陽の五大夫」は被葬者自身であると見てよい。「十三年」という紀年は文帝一三年（前一六七）にあたる。

同様の副葬文書は、一〇號墓から出土した六號牘にも見られ、表裏兩面に記された副葬品リストに、別筆でさらに物品名と數量を書き加え、裏面の最後に、

四年後九月辛亥、平里五大夫張偃敢告／地下主、偃衣器物所□□器物□令／□以律令從事

と書かれていた。文字が不鮮明で通釋を得ないが、内容的には一六八號墓の竹牘と大差ない。「四年後九月」は景帝四年（前一五三）の閏九月と考えられる。

注目されるのは、遣策と葬送文書の關係である。一〇號墓の例では、一枚の牘に、遣策の要素と葬送文書の要素の兩方が見られる。しかし前述のように文書の方は、既存の遣策に、副葬品の追加事項とともに、別の機會に追記されたものである。また一六八號墓の竹牘では、遣策では混亂していた奴婢俑の數が、「大奴良等廿八人、大婢益等十八人」の合計四六人となっており、男女の内譯は異なるものの、副葬品とほぼ對應している。こちらも遣策より後から別に作られたと見て間違いないだろう。副葬品の準備から埋葬に至るまでの過程の、ある段階で遣策が作られ、より埋葬に近い時期になって、葬送文書が別に作成されて、一緒に副葬されたと考えられる。

これらの文書は、一見公文書のようだが、實際に地上の世界で使われた公文書とはかなり異なる。例えば一六八號墓の文書では、本物の傳ならば缺かせないはずの、旅行目的と行き先が書かれていない。また一〇號墓の方は、被葬者自身が

「地下主」に通告する形で書かれ、もはや傳の書式の面影をとどめていない。葬送文書は、必ずしも地上の特定の制度に依據して作成されるわけではなく、公文書風の書式や言葉遣いによって内容を權威づけていると考える方がよい。古くからの禮制に則り、後の時代にも「隨葬衣物疏」として受け繼がれた遣策とは對照的に、葬送文書はある種の流行や地域差を伴う、いわば地方的オプションに屬するように思われる。(6)

ところで江陵鳳凰山一〇號墓の被葬者は、前述のように江陵縣西鄉平里の里正「張偃」なる人物である。彼の墓は、本章の表に擧げた墓葬よりもはるかに小規模で、遣策に記される副葬品もわずかである。しかしそこから出土した簡牘類は、彼の生前の生活と深く結びついた、極めて多彩な内容を持っていた。章を改めて、一〇號墓の簡牘を檢討していこう。

Ⅱ　一〇號墓出土簡牘

(1)　解釋の方向

江陵鳳凰山一〇號墓では、六枚の木牘と一七〇點ほどの竹簡が出土し、そのほとんどが、物品や金錢、人數などを集計した、帳簿のような内容を持っている。前述のように内容は多岐に及ぶが、それぞれは斷片的な資料である。從來の研究では、ある者は私文書として解釋して被葬者の地主經營を語り、またある者は同じ資料を行政文書として解釋して稅役制度を論ずるといった、いささか心許ない扱いが許容されてきた。このような資料をどう扱えばいいのか、まず考えておく必要がある。

一〇號墓出土の簡牘は、もともと何かの一件書類としてまとまりを持ったものではない。もちろん副葬品である以上、意圖的に墓中に入れられたことは確かだが、かといって簡牘が特定の意圖に沿って整然と選擇されているわけでもない。またそれぞれの内容について見ても、文書や帳簿として體裁を整えて完成されたものではなく、それ以前の狀態、すなわ

ち表題も日附もなく記された、心覺えや摘錄といった段階の、雜然とした記錄である。

しかし從來の研究によって、被葬者が里正を務めていたらしいことが明らかになっており、簡牘の中に租稅徵收など行政に關係するものも含まれている。とすれば、里正の下でどのような記錄が作られ得るかという觀點から、內容を整理し直すことも可能だろう。ただし漢代の里正は官吏ではなく、里を代表して行政の末端に連なる民間人である。その手許で作成される記錄が、公私にわたる樣々な內容を持つのはむしろ當然である。またその公私の區別自體が、役所に勤める官吏のそれとは異なっていても不思議ではない。

したがってここで必要なのは、斷片的で曖昧な記述から、一足飛びに國制や社會階級を論ずることではなく、まずこの記錄の全體から、里正の仕事をできる限り歸納的に抽出してみることである。そこを出發點として、里と里正、さらには鄉里社會のあり方を實證的に分析することが可能になるだろう。このような視點に立って、實際に一〇號墓の簡牘を改めて見てみたい。なお、竹簡のA類、B類といった類別は、裘錫圭氏の分類を示す。また木牘のうち六號牘はすでに前章で紹介したので、ここで改めて取り上げることはしない。

（2）田租芻稿關係

一〇號墓からは、二本の長大な竹簡が出土している。長さ三七糎餘り、漢代の尺度で一尺五寸にあたる。裘錫圭氏は「大竹簡」と呼ぶが、現在では「竹牘」とするのが自然だろう。二本のうち一本には穀物の量が記されているが、詳細に判讀することができない。殘る一本には、下記のように四段にわたって田租に關係する內容が書かれている。

市陽租五十三石三斗六升少半　　其七升半當□　　定卌□石五斗三升半
其六石一升當稾　　其一石一斗二升當耗　　監印□
其一斗大半當麥　　其四石五斗二升當黃白術　凡□十一石八斗三升

「市陽」は他の簡牘の例から見て「市陽里」を示し、里全體として五三石餘りの田租が課せられたことがわかる。そのうち粟以外で納められたのが一一石餘り、その内譯が「其……當……」と書かれる。これを差し引いて、都合四〇數石の粟が納められたことになる。最下段に書かれた「監印□」は、田租を受け取って封印した官の印を示すと思われる。

官に納付した財物が、一尺五寸の長い簡に記録されることは、前漢末の江蘇儀徵一〇一號漢墓から出土した「顧山錢」に關する記録にも見られる。[7] また時代は降るが、田税の收税記録である、長沙走馬樓の三國吳簡も、これに近いサイズである。[8] 江陵鳳凰山一〇號墓の竹牘も、田租の納付書の控えと見てよい。

同じく一〇號墓の三號牘には、田租の附加税である芻稿税に關する内容が記録されている。こちらは長さ二三糎餘り、幅五糎前後の木牘で、「平里」と「稿上里」の二つの里について、各二段を用いて記される。「平里」は一〇號墓の被葬者「張偃」の居住した里にほかならない。

平里戶芻廿七石　凡十四石二斗八升半　稿上戶芻十三石　凡二石八斗三升
田芻四石三斗七升　田芻一石六斗六升
凡卅一石三斗七升　凡十四石六斗六升
八斗爲錢　二斗爲錢
六石當稿　一石當稿
定廿四石六斗九升當□　定十三石四斗六升給當□
田稿二石二斗四升半　田稿八斗三升
芻爲稿十二石　芻爲稿二石

各里とも、「戶芻」と「田芻」、「田稿」という税目が共通している。平里では、戶芻と田芻の合計三一石餘りから、錢による代納分や、芻を稿に振り替えた分を差し引いて二四石餘り、田稿と芻からの振り替え分（芻一石あたり稿二石で換算）が合わせて一四石餘りとなっている。稿上里も同様に集計されている。芻稿が戶と田に分けて賦課されたことは初見。戶

表2　鄭里稟簿

1	鄭里稟簿　凡六十一石七斗			
2	戸人聖能田一人口一人	田八畝	＋　卩　移越人戸	貸八斗　二年四月乙[缺]
3	戸人犢能田一人口三人	田十畝	＋　卩	貸一石
4	戸人陸牛能田二人口四人	田十二畝	＋　卩	貸一石二斗
5	戸人野能田四人口八人	田十五畝	＋　卩	貸一石五斗
6	戸人□治能田二人口二人	田十八畝	＋　卩	貸一石八斗
7	戸人□能田二人口三人	田廿畝	／今□奴受	貸二石
8	戸人立能田二人口六人	田廿三畝	＋　卩	貸二石三斗
9	戸人越人能田三人口六人	田卅畝	＋　卩	貸三石
10	戸人不章能田四人口七人	田卅七畝	＋　卩	貸三石七斗
11	戸人勝能田三人口五人	田五十四畝	＋　卩	貸五石四斗
12	戸人虜能田二人口四人	田廿畝	＋　卩	貸二石
13	戸人穨能田二人口六人	田廿畝	＋　卩	貸二石
14	戸人小奴能田二人口三人	田卅畝	＋　卩	貸三石□一石五……
15	戸人佗能田三人口四人	田廿畝	＋　卩	貸二石
16	戸人定民能田四人口四人	田卅畝	＋　卩	貸三石
17	戸人青肩能田三人口六人	廿七畝	＋　卩	貸二石七斗
18	戸人□奴能田四人口七人	田廿三畝	＋　卩	貸二石三斗
19	戸人□奴能田三人口□人	田卌畝	＋　卩	貸四石
20	戸人□□能田四人口六人	田卅三畝	＋　卩	貸三石三斗
21	戸人公士田能田三人口六人	田廿一畝	＋　卩	貸二石一斗
22	戸人駢能田四人口五人	田卅畝	＋　[缺]	
23	戸人朱市人能田三人口四人	田卅畝	[缺]	
24	戸人□奴能田三人口三人	田□四畝	[缺]	
25	戸人□□能田二人口三人	田廿畝	＋　[卩]	[貸二石]
26	□□公士市人能田三人口四人	田卅二畝	[缺]	

芻の數字から見て、稿上里の戸數は平里の半分ほどだったと考えられる。

（3）種穀貸與關係

一〇號墓出土の竹簡は長さ二三糎、幅〇・七糎で、一簡に一行ずつ書かれる。竹簡のうち二六簡が、「鄭里稟簿」の題を持つ帳簿として集成されている（A類）。これを**表2**として掲げる。[9] この帳簿は、鄭里の「戸人」の名、各戸の「能田」（農作業の可能な成人）と口數、耕地面積、貸し付けた穀物量を記している。穀物量は耕地一畝あたり一斗の割合になっている。耕地面積の下の欄は、チェックと備考にあたる。2の「移越人戸」は、この土地の耕作が同里の越人という人物によって行われることを意味する。また7の「今□奴受」は、穀物が戸人以外の人に渡されたという注記だろう。

耕地面積を基準に少量の穀物が貸與されていることから、この穀物は種籾だと考えられている。「戸人」は、「市陽戸人孫婄」（一〇號墓出土木尺）「市陽

戸人嬰」（一六八號墓出土錢衡）のように器物の銘にも見られ、オフィシャルな書き方である。また貸與の對象となった各戸の耕地面積が、いずれもひどく狹小であることから見て、これは國家が貧農救濟のために行なった種粃貸與であると考えてよいだろう。2に見える「二年」という紀年は、文帝の後二年（前一六二）か景帝二年（前一五五）のどちらかだが、一〇號墓の埋葬年代から見て、後者の可能性が高いと思われる。

（4）錢納稅關係

四號・五號木牘には、錢納人頭稅に關係する內容が見られる。まず四號木牘は次のように書かれている。

當利正月定算百一十五　　二月算廿□□□繕兵卩
正月算卌二給轉費卩　　三月算十四吏奉卩
正月算十四吏奉卩　　三月算十三吏奉
正月算十三吏奉卩　　三月算六傳送
正月算廿□傳送卩
正月算□□□□卩
當利二月定算百
二月算十四吏奉卩
二月算十三吏奉卩

ある年の正月から三月までについて、當利里における錢納稅の割り當て表のような內容である。「正月定算百一十五」「二月定算百」は、月々の課稅對象の總數を示す。三月については「定算」の記載を缺く。「算若干」は算（課稅單位）ごとに課せられる錢額、「吏奉」などはその用途である。「卩」はチェックの印。なお裏面に一行、「芻二石爲錢」と書かれているが、芻稿に關する別內容のメモと見られる。

五號木牘は、市陽里と鄭里における錢納稅の納付記錄で、表裏一七行にわたって記される。

（表）市陽二月百一十二算、算卅五、錢三千九百廿、正偃付西鄉偃佐纏吏奉卩　受正□二百卌八
市陽二月百一十二算、算十、錢千一百廿、正偃付西鄉佐賜　「口錢卩」
市陽二月百一十二算、算八、錢八百九十六、正偃付西鄉偃佐纏「傳送卩」
市陽三月百九算、算九、錢九百八十一、正偃付西鄉偃佐賜
市陽三月百九算、算廿六、錢二千八百卌四、正偃付西鄉偃佐賜
市陽三月百九算、算八、錢八百七十二、正偃付西鄉偃佐賜
市陽四月百九算、算廿六、錢二千八百卌四、正偃付西鄉偃佐賜
市陽四月百九算、算八、錢八百七十二、正偃付西鄉偃佐賜
（裏）市陽四月百九算、算九、錢九百八十一、正偃付西鄉偃佐賜　四月五千六百
市陽四月百九算、算九、錢九百八十一、正偃付西鄉偃佐賜　六十八
市陽五月百九算、算九、錢九百八十一、正偃付西鄉佐□
市陽五月百九算、算廿六、錢二千八百卌四、正偃付西鄉佐□
市陽五月百九算、算八、錢八百七十二、正偃付西鄉佐□　五月四千六百八十七
市陽六月百廿算、算卅六、錢四千三百廿、付□得奴
鄭里二月七十二算、算卅五、錢二千五百廿、正偃付西鄉偃佐纏吏奉卩
鄭里二月七十二算、算八、錢五百七十六、正偃付西鄉偃佐纏傳送卩
鄭里二月七十二算、算十、錢七百廿、正偃付西鄉佐賜口錢卩

こちらは里名、月、課税對象數、課税單價、錢額を記した後に、西鄉の役所に納付した記錄が書かれている。納税の際に作られる納付書の控えを書き並べたような體裁である。税を納めた「正偃」は里正の名、おそらく被葬者「張偃」自身であろう。これを受け取った鄉吏「偃」は鄉の有秩か嗇夫（同名異人か）、他に「佐」が三人ほど數えられる。税の用途は、鄭里についてはきちんと記されるが、市陽里については記載がまちまちである。市陽の二月分、「口錢」「傳送」はここだけ文字が大きめで、後から書き加えられたものかもしれない。また四月、五月については、月ごとの納付總額が追記され

ている。

このような錢納税の記錄は、月別、用途別に細かく分けて課税されていること、またその總額が從來の想定を越える高額だったことで、學界を驚かせた。いま少し、詳細に木牘の記載を見てみよう。四號木牘では「吏奉」一四錢と一三錢が各月に共通している。また五號木牘では二六錢、八錢、九錢の項目がセットで繰り返し現れる。この點から見て、各月にほぼ一定の用途と金額が割り當てられ、そこに臨時的なものが加えられたと考えられる。また各里の課税對象數が月ごとに把握されていることは、この種の税が、定まった年額を月別に分割して徴收されるのではなく、各里に現住する課税單位を對象として、月ごとに改めて賦課されたことを示している。

しかし五號木牘では、鄉吏の名前がだいたい月ごとに共通しており、月別總額の記載も見られるから、實際の納付は一括して月に一度程度で、納付書が用途別に作られたと考えてよい。市陽里の三月、四月は二箇月分がまとめて納められた可能性もある。また市陽里と鄭里の二月分は、記載の順序は異なるが內容は共通しており、二里分が同時に納められたと見られる。ただしこの月は、受け取った鄉吏の名前が異なり、最低二度にわたって納税されているが。三箇月分の細目をまとめてチェックした四號木牘も、このような一括した納税方法を反映しているかもしれない。

とはいえこのような目まぐるしい課税方法は、いかなる時代と地域にあっても合理的とはいえない。一〇號墓の埋葬年代から見て、吳楚七國の亂前後の混亂が影響している可能性も排除できないだろう。少なくともこれが、前漢一代を通じて全國で續いたのかどうか、疑問なしとしない。あくまでもこの時期の、南郡の郡治江陵縣における事例として見ておきたい。

（5）賦役關係

裘錫圭氏はC類として一七點の竹簡を集成している。いくつか例をあげれば、次のようになる。

郭乙二戸　　儋行　　少一日
寇□都二戸　　兼行　　少一日
□昆論二戸　　善行　　少一日
越人□二戸　　唐行　　少一日
上官巴人聖二戸　　□　青　舒　少一日

これは賦役勞働に關する記錄と考えられ、その後四川青川縣五〇號秦墓から出土した、有名な田律木牘の裏面にも見られる。(10) 里内の住民二戸につき一名が割り當てられ、實際に勞働に出かけた人名が中段に記される。「少一日」は、割り當ての勞働日數に對する不足分を示すだろう。最後の上官巴人と聖の二戸については、割り當て日數を複數の人間が交代で務め、なお一日分が不足していることになる。

裘錫圭氏がB類として集成した竹簡一一點も、同樣に賦役勞働に關係すると思われる。例をあげれば次のとおり。

鄧得二、任甲二、宋財二、野人四　　・凡十算徙一男一女　・男野人女惠
寄三、□一、□一、張母三、夏幸一　　徙一男一女　　・男母邛女□□
□□一、姚卑三、□□三、寅三　　・凡十算徙一男一女　・男孝女掾
晨一、說一、不害二、□伏三、□三　　・凡十算徙一男一女　・男□女辯

こちらは、里内の成人住民を、戸ごとの人數を組み合わせて一〇名ずつのグループとし、そのうちから男女一人ずつを選び出したものである。「徙」は、文獻史料では強制移住を表す言葉だが、その場合は家族單位になるはずである。ここでは強制移住ではなく、他の地での勞働に驅り出したものと考えたい。

（6）その他

一〇號墓出土簡牘には、ここまで見てきた租税や賦役に關係したもの以外に、内容のはっきりしないものが少なからず存在する。これをその他として一括して紹介することにしよう。

裘錫圭氏がD類として集成した三〇點あまりの竹簡は、簡の上端に人名だけが記された、名簿のような體裁だとされる。「・楊人」「楊累」「大女楊凡」、「・郭貞」「郭脩」のような例があげられる。人名の前に黑丸印が附けられるものも四點ある。

次に帳簿のような内容のもの。裘錫圭氏がE類として分類したものは、次にあげるように錢の出納簿である。

四月丁巳撩甲人舍平里酒二石四斗直［缺］

［缺］斗直九十□八新一束四［缺］

六月十六日丁卯決鄉至十月十日・凡三月廿三日所出・凡千八百□八

簡の幅や書き方から、E類にはもう一つ別の帳簿も含まれているようである。こちらは

［缺］平里五十三

［缺］里錢□二千九百卅二□受敬里錢三百□十六

のように書かれているが、いずれも斷片的で、何の帳簿なのか判然としない。

裘錫圭氏の分類でF類とされる一群は、一二簡に及ぶ。

七月四日付五翁伯梟一唐卅・笥三合合五十四直百六十四

七月十六日付司馬伯梟一唐卅二

のように、おそらく麻糸について、錢で計算した單價と量、渡した相手を記している。これが商取引なのかどうかは、簡

面から判斷することができない。

一號木牘には、一面に「載翁仲七十」「王翁季五十」「張母冊」など、三段にわたって一六名の人名と數字が列擧されている。數字には五〇、四〇が多く、おそらく錢の額を示すと思われるが、それを何のためにどうしたのかはわからない。もう一面には「不豫者　陳黑　宋則齊」と書かれ、二人の人名を記す。この木牘はどちらが表なのか、兩面が內容の關連を持っているのかどうかも不明とせざるを得ない。

最後に二號木牘は、內容が何とか判明し、文章として讀むことのできる數少ない事例で、表には「中販共侍約」と大きな文字で記されている。裏面の本文は次のようであった。試みに訓讀を併記する。

□□□三月辛卯、中販販長張伯、□兄、□仲、陳伯等七人、／相與爲販約。人販錢二百。　約二・會錢備。不備、勿豫爲／販。卽販直行共侍。非前謁、病不行者、罰日卅、毋人者□庸賈。／器物不具、物責十錢。・共事已器物毀傷之及亡販、共負之。／非其器物擅取之、罰百錢。・販吏令會、不會會日罰五十。／會而計不具者、罰比不會、爲販吏□器物及人。・販吏李□

□□年三月辛卯、中販の販長張伯、□兄、□仲、陳伯等七人、相與に販約を爲す。人ごとに販錢二百。約二・會錢備わる。備わらざれば、豫に販を爲すなかれ。卽し販して行に直れば、共に侍せよ。前謁にあらずして病にて行かざる者は、罰　日ごとに卅、人なき者は□庸して賈せよ。器物具わらざれば、物ごとに責むること十錢。・共事するに已に器物これを毀傷して販するなきに及べば、共にこれを負え。其の器物にあらずして擅いままにこれを取れば、罰百錢。・販吏會せしむるに、會日に會せざれば罰五十。會すれども計具わらざる者、罰は會せざるに比し、販吏のために器物及び人を□せよ。・販吏李□

これは、七人が共同で行う商販に關する規約である。「販長」の張伯は被葬者自身だろう。この規約に加わった者は「會

錢」を出し合い、「販吏」の指揮監督の下、共同して商品を運ぶことになっている。各項目の規約に違反すると、罰金が科せられたようである。これらの點はすでに從來の研究に明らかであり、ここでは贅言を用いない。ただしこの規約を結んだ七人が誰なのか、全員があげられておらず、末尾の「・販吏李□」もいかにも落ち着きが悪い。その後河南偃師で出土した「侍廷里父老僤約束石券」では、規約の參加者全員の名前が最後に列擧されているから、(11)「中販共侍約」についても、見開きのようにして續く木牘が存在した可能性もあるだろう。

このように「その他」の類は、いかにも雜多な內容というほかないが、前掲の租稅や賦役に關係する公的なものと比較すると、人名の表記に顯著な違いがあることに氣づく。「その他」に登場する人名は、「伯」「仲」「季」「兄」「母」のように、親族關係を示す文字を伴うことが多い。一〇號墓の被葬者張偃の持つ木印が、「張偃」と「張伯」を兩面に刻していたように、戶籍上のオフィシャルな名前と、日常的に用いる通稱や字とが使い分けられていると考えられよう。高祖劉邦が故鄕では、字とも通稱ともつかぬ名「劉季」でとおっていたことを想起させる。(12)

以上、一〇號墓出土の簡牘について、多岐にわたる內容を簡單に紹介してきた。次に、これらの資料から窺える鄕里の性格や、被葬者の務めた里正という役割について、さらに檢討してみたい。

Ⅲ　里正と鄕里社會

(1)　一〇號墓出土簡牘に見える里の性格

江陵鳳凰山一〇號墓出土の簡牘には、被葬者張偃の住んだ平里だけでなく、市陽里、鄭里、當利里、稿上里など、複數の里が登場する。これらの里の狀況について、さまざまな簡牘の記載から考えてみよう。

從來から注目されてきたのが鄭里である。この里では「鄭里稟簿」に見られるように、貧農救濟のための種粒貸與が行

われ、戸ごとの勞働力や家族の構成、耕地面積が記録されている。本來貧農を對象とした事業の記録であるから、救濟の對象にならない戸は出てこないと考えられる。しかし「鄭里稟簿」の「能田」數の合計六九名は、五號木牘に見える鄭里の錢納税の課税對象七二算と極めて接近している。鄭里では、貧農として救濟を受けない戸はわずかであったと考えられる。しかも前掲表2に見られるように、各戸の耕地面積はひどく狹小であり、官から種籾貸與を受けたところで、自家消費分の穀物さえ生産できない戸がほとんどである。(13)

一方、市陽里について、竹牘に見える田租と五號木牘の錢納税の記載を重ね合わせてみよう。市陽里の田租の賦課額は五三・四石ほど、税率は收穫の三〇分の一であるから、この里の總收穫は一六〇〇石ほどと考えられる。(14) 市陽里の錢納税負擔者は最大一二〇人。したがってこの里の、成人一人當たりの農業生産量は一三石餘りとなり、やはり自家消費分の食料にも足りない。鄭里と市陽里の住民は、貧農というよりも、もともと農業だけでは生きていけない人々であった。

しかし二つの里とも、田租や錢納税などをどうにか完納しているようである。また市陽里には、かなりの富者であった一六八號墓の被葬者が住んでいた――張偃よりも一四年ほど前に死んでいるが――ことも忘れてはなるまい。市陽里の農業生産額から考えて、彼が大地主と言えるほどの耕地を、この里に持っていたとは考えにくいだろう。さらに市陽里の錢納税負擔者は、數箇月間に一〇九人から一二〇人の間で增減している。同様に四號木牘に見られる當利里の人數も、一箇月で一一五人から百人と、大幅な變動が見られる。

これらの點から見て、鄭里、市陽里、當利里は、生計の資をかなりの割合で農業以外に依存する住民の多い、都市的集落であった可能性が高いと思われる。(15)「中販共待約」に見えるように、張偃の住んだ平里もその點では同様だったかもしれない。したがって殘念ながら、ここに見られる里をもって、漢代の里の典型と見なすことはできない。とはいえ、これらの里の住民たちは、市籍に登録された商工民ではない。狹小ながら耕地を持って田租を負擔し、貧農救濟にも與っている以上、身分的には農民だったと考えられる。中には表2に見られるように、耕地は持っていても實際の耕作は他人に任

せるといった、名目上の農民までいるのだが、それとて漢代の編戸の良民の一つの姿なのだろう。

一〇號墓の簡牘に見られる里は、このように少し特殊な里であり、農業生産だけで生活する農民を住民の主體とする、農村的な里ではなかった。このような性格が、錢納税の賦課にも現れていると思われる。そもそも年一回の收穫に生計のすべてを依存する、純粹な農民に對して、毎月銅錢で税金が課せられるのは、實效性の面からいって到底理解しがたい。前漢後期の居延漢簡で錢納税が「秋賦錢」と記されるように、收穫の時期を勘案して課税されるのが自然であろう。江陵鳳凰山漢簡に見られる錢納税の賦課は、時期的特殊性に加えて、江陵縣西鄉の地域性をも反映したものだったと考えられる。

（2）里正の役割

如上の里において、里正はいかなる役割を果たしていたのか、一〇號墓の簡牘に卽して檢討してみよう。

前章で賦役關係にあげたC類竹簡では、二戸を一組にして、そこから一人ずつの賦役勞働者を出していた。これはもちろん、鄉からの指令に基づくはずである。しかしその指令は、おそらく里の戸數の半分にあたる人數を機械的に割り當てるだけだったと思われる。それを實現するのが里正の役目だったからこそ、このような記錄が作られたのだろう。同樣にB類竹簡では、戸内の人數を勘案して一〇名ずつのグループを作り、そこから男女各一名を選び出すという、複雜な手續きを取っている。この場合も、「十算につき一男一女」という鄉からの要求に、里正が工夫を凝らして應じたものだろう。

このような操作は、里の住民名簿がなければ不可能である。前章で紹介したように、D類竹簡は名簿であり、一〇號墓出土の竹簡の中で最大數を占めている。もちろんそれが平里の住民名簿だったとは限らないが、里正の手許に里内の戸と家族構成を記した名簿が存在した可能性は高い。錢納税關係の木牘に見られるように、里の住民數は月ごとに把握されており、この種の名簿は頻繁に更新されたと思われる。また「鄭里稟簿」からは、戸ごとの耕地面積だけでなく耕作の實態

まで、里正が把握していたことがわかる。

租税徴収と官への納付も、もちろん里正の重要な仕事である。前述の田租芻稿關係の記録を、もう少し詳細に見てみよう。市陽里の田租を記録した竹牘では、田租の賦課額が五三石餘だが、實際に納められた穀物には、粟以外の穀物一一石餘が含まれていた。しかもその一一石餘の内譯は、少量かつ雜多なものの寄せ集めであり、計算も合っていないようである。この竹牘はいくつかに割れたものが綴合されており、釋讀にも不安が殘るが、同様なことは芻稿税を記録した三號木牘にも見られる。

前述のように三號木牘には、平里と稿上里の芻稿税の詳細が記される。芻については、賦課額から錢による代納分と稿への振り替え分を差し引き、稿については田稿と芻からの振り替え分を合計して、それぞれの納付額を算出している。要するに、官から賦課された芻と稿の額と、實際に集め得た芻と稿の額を調整し、不足分を錢で埋め合わせることになる。實は平里の分については、芻と稿の兩方で計算閒違いをしているのだが、そもそも刈草や藁を、半升（約〇・一リットル）まで正確に量れるものかどうか。重要なのは計算の正確さよりも、このような操作の持つ意味である。すなわち田租や芻稿について里正が行なっているのは、官の賦課する租税額に對して、實際に徴收し得たものによって、ともかく帳尻を合わせて見せることなのである。

このような帳尻合わせは、錢納税の場合にも起こり得る。例えば五號木牘において、市陽里の二月分の記録の後に、「受正□二百卌八」という注記が見られる。これは張偃が、他里の里正の某から二四八錢を受け取ったことを示している。錢納税納付に關係して、里正の閒で錢のやり取りがあったことになる。税務の處理にあたって、里正は他里の里正と融通をつけ合うような、横の連携を持っていたと考えられる。張偃が他の里の税務に頻繁に關與していることも、そこから理解されよう。

前掲C類竹簡で、賦役勞働の日數の不足が記録されているように、里正は戸別の租税納入狀況を把握していたと思われ

る。しかしそれが、租税の未納などの情報として、そのまますぐに郷の役所まで傳わるとは限らない。課せられた租税がきちんと納められていれば、官の帳簿上その里に未納者はいないことになるからである。[16] 里正は官吏の下請けとして、單なる技術的な數字合わせを行なったわけではない。人口や耕地面積に應じて半ば機械的に賦課される税役負擔を、里全體として調整處理することは、里正を中心として里内で有無あい通ずること――親族の扶助や互酬的やりとり、さらには貸借などによって――を、暗默の前提として含んでいると考えられる。

このような里正を中心とした税役負擔の共同處理は、里の共同體的機能の一つの現れと見ることができる。殊に江陵縣西郷の里のように、人口の變動の大きい都市的集落においては、逆に税役負擔の共同處理の必要が、里を共同體として機能させる要因ともなり得る。前章の「その他」で紹介したE類竹簡に見える「某里の錢いくら」という記載は、里正のもとに里全體の會計帳簿が存在したことを窺わせる。里における共同の祭祀のように、官とは關わらぬ領域でも、里正の活躍する機會は當然多かったはずである。同じくE類竹簡に見える「四月丁巳、撩甲人舍平里、酒二石四斗……」などは、平里に新たに住み着いた人への祝儀かもしれない。[17]

最後に、以上のような里と里正の實態を踏まえて、文獻史料にも視野を廣げながら、官僚機構と里の關係を檢討しておきたい。

（3） 官僚機構と里正・父老

周知のように漢代の里正や父老は、民間人として行政の末端に連なるものである。里正については、郷における人選に基づいて縣から任命されたようである。[18] また父老については、河南偃師出土の「侍廷里父老僤約束石券」によって、里内の住民から一定以上の財産額を條件として任命されたことが明らかになっている。[19] しかし里正と父老が、具體的にどのような關係にあるのかは判明していない。これらの事例はいずれも、江陵鳳凰山漢簡とはかなり年代が離れているが、參考

にはなるだろう。

父老に比べて、里正は文獻史料にめったに登場しない。わずかに現れる事例として、『漢書』酷吏尹賞傳があげられる。前漢後期に長安令となった尹賞は、戸曹掾史を部し、鄉吏・亭長・里正・父老・伍人とともに、「市籍なくして商販作務」する輕薄少年惡子を摘發した。[20] ちなみに『墨子』號令篇によれば、包圍攻擊を受けた際、里正や父老は官吏と協力して、里門の警備とパトロール、擧動不審者の逮捕にあたることになっている。[21] 江陵鳳凰山漢簡には出てこないが、里正や父老の仕事には里の治安維持も含まれている。鄉吏や亭吏など官憲が里内に立ち入る機會には、里正や父老が立ち會って協力する義務を負ったと考えられる。

『續漢書』百官志によれば、鄉の有秩や嗇夫の職務は、「民の善惡を知りて役の先後を爲し、民の貧富を知りて賦の多少を爲し、其の差品を平らかにする」ことである。租稅や徭役の賦課を、機械的に平等に行うのではなく、民の貧富などの實情に應じて適切に案配することが、鄉吏の役目であった。しかし江陵鳳凰山漢簡に明らかなように、實際にはこのような調整機能のほとんどは、里正によって果たされている。秦末の反亂の際に、陳餘が秦の暴政を非難して、役人がやってきて一戸一戸から租稅をかき集めることをあげたように、[22] 漢代の地方行政においては、里内のことは里正や父老に任せ、鄉吏はもっぱら役所で帳簿つけをしているのが、むしろ望ましいとされていたように思われる。

宣帝時代、東郡太守韓延壽は、「城郭を治め、賦租を收むるに、先ず明らかに其の日を布告し、期會を以て大事と爲す。吏民敬畏してこれに趨鄉」したという。[23] 徭役や租稅の徵收にあたって、期日を守るべく奔走した「吏民」の中で、最も重要な役割を演じたのが、吏と民の間に位置する里正や父老だったことは想像に難くない。武帝の頃、左内史兒寬を免職にさせまいとして、民が滯納していた租稅を納めた結果、彼の考課が殿から最に跳ね上がったように、[24] 里正や父老を軸とする民の協力如何が、長吏の考績を左右することも、十分にあり得た。

しかしこのことが、里内の實情をそのまま官が把握していることを意味するわけではない。里正の把握する實情と、里

正によって廣範な調整が行われた後で鄉吏に報告される情報とが、何がしか乖離しているのは當然である。宣帝が郡國の上計簿を「具文のみ」と評したように、[25] 地方の實情と行政的に報告されたそれとは、さまざまなレベルの當事者の思惑によって、ずれを擴大していく。その過程は、最末端の里と鄉の間で、すでに始まっていたと考えられよう。吏民の「協力」は、國家の一方的な支配の貫徹ではない。

他方、里正や父老の代表する里が共同體的側面を持つとしても、だからといって彼らを原始共同體の遺制のように考えるのは誤りである。江陵縣西鄉の諸里のように「市籍なくして商販作務」し、かつ里内の貧富の差の大きい里においても、彼らを通じて一定の共同體的機能が働いていることに注目すべきだろう。多様な里がそれぞれに變化しながら、なお國家の行政に對して共同體的に機能し續ける。それは漢代の里が、多様な社會的要素——例えば租稅負擔や貧富の差、任俠や豪族の存在をも含む——を取り込んで姿を變えながら、絶えず擬制の共同體として再生産されていたことを意味する。もちろん國家にとってその姿が常に望ましいとは限らぬにせよ、だからこそ里は漢帝國の基盤たり得たのではないだろうか。

官僚機構による支配が、里の共同體的運營を促進しつつ、同時に賦課に耐え得ぬものを彈き飛ばしていくのに對して、里正・父老を軸として行われる里の共同體的運營そのものが、官僚機構を實效的に支えつつ、同時にそれを形骸化もしている。江陵鳳凰山漢簡は、互いに支え合いながらせめぎ合う、官僚機構と里との一筋縄ではいかぬ關係を物語っているように思われる。

おわりに

以上、江陵鳳凰山漢簡の多様な内容に整理と檢討を加えてきたが、最後に所論を要約しておこう。

江陵鳳凰山漢墓から出土した遣策は、實際に副葬されたものと照らし合わせることができる點で貴重である。特に數多く副葬されている人物の木俑と、遣策の記載とを對照することによって、以下の點が指摘できる。すなわちこれらの木俑

は、時には一體ごとに名前までつけられ、墓中で被葬者に仕える奴婢として副葬されている。彼らには、車馬・從騎、侍從、家内勞働、農業勞働といった役割分擔が見られるが、これは富者の家政機構を理想化したものである。被葬者はこのような奴婢を含む家財とともに死後の世界に赴くが、その際に冥界の役人に宛てた文書を携えることがある。この種の葬送文書は、明らかに遣策とは別に作成され、時期や地方による特色が見られる。

このような葬送文書類とは別に、被葬者の生前の生活を物語る簡牘もしばしば副葬される。江陵鳳凰山漢墓のうち一〇號墓出土の簡牘には、田租や芻稿、錢納人頭税などの徵收や、商業活動に關わる多樣な内容が見られる。ここから、被葬者が里正として行なった仕事、さらにはその舞臺となった里の性格を抽出し、分析することができる。まずここに登場する江陵縣西鄉の市陽里、當利里などの里は、身分的には農民だが、耕地面積は極めて狹小で、生計の資を農業以外に賴る住民が多いと見られる。その點でこれらの里は、都市的性格を持った集落であり、漢代の里の典型とはいえない。

このような里の里正を務めた一〇號墓の被葬者は、田租や芻稿、錢納人頭税などの徵收と鄉への納付、また徭役勞働の割り當てとその實行にあたっている。このような公的業務は、直接には鄉からの指示に基づくものだが、その實施については、事實上里正の裁量や調整に委ねられていたと思われる。里正は、里内で、あるいは時に近隣の里とも連携して、租税や徭役などの負擔を調整し、官の要求を全體として滿たす機能を果たしていた。ここに、國家の行政に對して一種の共同體として機能する、漢代の里の姿をかいま見ることができる。

江陵鳳凰山漢簡は、文帝から景帝にかけての時代、さらに南郡江陵縣の地域性が強く反映されており、漢代の制度史に關する資料として、安易に一般化して解釋することはできない。しかし、ある時代と地域の社會について、地上の細民から冥界の富者までの、いわば縱斷面を示している點で、その資料的個性は際だっている。小論がそれを多少なりとも引き出せていれば幸いである。

註

（1）a長江流域第二期文物考古工作人員訓練班「湖北江陵鳳凰山西漢墓發掘簡報」（文物一九七四年六期）
b紀南城鳳凰山一六八號漢墓發掘整理組「湖北江陵鳳凰山一六八號漢墓發掘簡報」（文物一九七五年九期）
c鳳凰山一六七號漢墓發掘整理小組「江陵鳳凰山一六七號漢墓發掘簡報」（文物一九七六年一〇期）
d湖北省文物考古研究所「江陵鳳凰山一六八號漢墓」（考古學報一九九三年四期）

（2）主要な研究論文を列擧しておく。
a黄盛璋「江陵鳳凰山漢墓簡牘及其在歴史地理研究上的價値」（文物一九七四年六期）
b弘一「江陵鳳凰山十號漢墓出土簡牘初探」（同右）
c裘錫圭「湖北江陵鳳凰山十號漢墓出土簡牘考釋」（文物一九七四年七期）
d好並隆司「湖北江陵鳳凰山十號漢墓出土の竹木簡牘について」（原載一九七六、同著『秦漢帝國史研究』　未來社　一九七八所收）
e永田英正「江陵鳳凰山十號漢墓出土の簡牘――とくに算錢を中心として」（原載一九七七、同著『居延漢簡の研究』　同朋舍　一九八九所收）
f渡邊信一郎「古代中國における小農民經營の形成」（原載一九七八、同著『中國古代社會論』　青木書店　一九八六所收）
g山田勝芳「鳳凰山十號墓と漢初の商業」（東北大學教養部紀要三三、一九八一）
h高敏「從江陵鳳凰山十號漢墓出土簡牘看漢代的口錢、算賦制度」（文史二〇　一九八三）
i楊劍虹「〝江陵漢簡〟研究中的若干問題」（江漢考古一九九二年一期）

（3）遣策の釋讀は前掲註（1）d、および金立「江陵鳳凰山八號漢墓竹簡試釋」（文物一九七六年六期）、吉林大學考古專業「鳳凰山一六七號漢墓遣策考釋」（文物一九七六年一〇期）に基づく。

（4）武威雷臺後漢墓で出土した青銅製馬俑には、「冀張君騎一匹、牽馬奴一人」「冀張君小車馬、御奴一人」「冀張君夫人華車馬、將車奴一人、從婢二人」といった銘文が見られる。甘肅省博物館「武威雷臺漢墓」（考古學報一九七四年二期）參照。

（5）黄盛璋「關于鳳凰山一六八號漢墓的幾個問題」（考古一九七七年一期）。漢代のパスポートについては、大庭脩「漢代の關所とパスポート」（『秦漢法制史の研究』創文社一九八二所收）參照。

（6）例えば甘肅武威磨咀子の後漢墓では、鳩の飾りを先端につけた杖が、複數ずつ副葬されることが多い。これは前漢末に國家の敬老政策の一環として、老人に支給された特權の印である「王杖」をヒントとして、被葬者があの世でも優遇されるようにという、願望を込めた副葬品だろう。ここから出土した有名な「王杖十簡」は、王杖に關する詔勅

や裁判の判例を引用してはいるが、公文書そのものではない。いわば副葬された杖の效能書きとして機能する、葬送文書の一種であると考えられる。このような葬送文書の時代や地域による相違を、今後検討していく必要がある。甘肅省博物館「甘肅武威磨咀子漢墓發掘」（考古一九六〇年九期）、冨谷至「王杖十簡」（東方學報京都六四　一九九二）參照。

（7）揚州博物館「江蘇儀徵胥浦一〇一號西漢墓」（文物一九八七年一期）參照。

（8）長沙市文物考古研究所ほか『長沙走馬樓三國吳簡　嘉禾吏民田家莂』（文物出版社　一九九九）

（9）表2の25は、裘錫圭氏による綴合案によって補う。

（10）青川縣五〇號秦墓出土の田律木牘の裏面には、「四年十二月不除道者」と題して、三行八項目にわたって「□一日」という記事がある。これは公共の「除道」作業に出てこなかった人名と日數を記錄したものと考えるのが自然である。四川省博物館ほか「青川縣出土秦更修田律木牘」（文物一九八二年一期）參照。

（11）黄士斌「河南偃師縣發現漢代買田約束石券」（文物一九八二年一二期）。釋讀は永田英正編『漢代石刻集成』（同朋舍　一九九四）參照。

（12）『史記』卷八高祖本紀「高祖、沛豐邑中陽里人。姓劉氏、字季（索隱、按、漢高祖長兄名伯、次兄名仲、不見別名、則季亦是名也）」。

（13）註（2）d論文が特にこのことを強調する。なお、食料の消費量については、『漢書』食貨志に見える李悝の説で成人一箇月あたり一石半、居延漢簡に見える兵士と家族への食料配給ではこれよりもかなり多い。

（14）田租は文帝一三年（前一六七）から全免されていたが、景帝元年（前一五六）に「半租」、すなわち三〇分の一の税率で復活し、以後定制となった。『漢書』卷二四食貨志上參照。

（15）前掲註（5）黄盛璋論文は、市陽里や當利里の地名から、これらの里が江陵縣城内にあったと推定している。

（16）鄉の把握する戶籍には、當然ながら管内の住民の租税納入狀況が記載されていた。鄉では、例えばパスポート發行の際に、申請者の前科、また時によって租税の納入狀況もチェックしていた。大庭脩「漢の嗇夫」（『秦漢法制史の研究』創文社　一九八二）參照。

（17）圖版がないため釋讀の當否が確認できないが、「撩甲人」は人名として解しがたい。註（2）i論文は兵器の修理を行う工人であるとする。あるいは官工の宿舍が平里に置かれたのかもしれない。

（18）『三國志』魏書卷一二崔琰傳「年二十三、鄉移爲正、始感激、讀論語、韓詩」。嚴耕望『中國地方行政制度史』上編（歷史語言研究所專刊四五　一九七四）は、ここに見える「正」を里正であるとする。

（19）前掲註（11）參照。それ以前の研究として、守屋美都雄「父老」（同『中國古代の家族と國家』　東洋史研究會　一九六八所收）參照。

(20) 『漢書』巻九〇酷吏尹賞傳「永始・元延間……賞以三輔高第選守長安令、得壹切便宜從事。……乃部戶曹掾史、與鄉吏・亭長・里正・父老・伍人、雜攝長安中輕薄少年惡子、無市籍商販作務、而鮮衣凶服被鎧扞持刀兵者、悉籍記之、得數百人。」

(21) 『墨子』號令篇（テキストは岑仲勉『墨子城守各篇簡注』古籍出版社 一九五八による）

因城內里爲八部、部一吏、吏從四人、以行衝術及里中。里中父老不與守之事及會計者、分里以爲四部、部一長、以苛往來、不以時行、行而有他異者、以得其姦。

里正與父老皆守宿里門、吏行其部至里門、正與開門內吏、與行父老之守及窮巷閒無人之處。姦民之所謀爲外心、罪車裂、里與父老及吏主部者不得、皆斬。得之、除、又賞之黃金人二鎰。

(22) 『漢書』巻三二張耳陳餘傳「秦亂政虐刑、殘滅天下、……頭會箕斂（服虔曰、吏到其家、人人頭數出穀、以箕斂之）、以供軍費」。『淮南子』氾論訓には「頭會箕賦」の語が見える。

(23) 『漢書』巻七六韓延壽傳「數年、徙爲東郡太守。……治城郭、收賦租、先明布告其日、以期會爲大事、吏民敬畏趨鄉之。」

(24) 『漢書』巻五八兒寬傳「遷左內史。……收租稅、時裁闊狹、與民相假貸、以故租多不入。後有軍發、左內史以負租課殿、當免。民聞當免、皆恐失之、大家牛車、小家擔負、輸租繦屬不絕、課更以最」。

(25) 『漢書』巻八宣帝紀、黃龍元年「詔曰……方今天下少事、繇役省減、兵革不動、而民多貧、盜賊不止、其咎安在。上計簿具文而已、務爲欺謾、以避其課」。

HAN WOODEN SLIPS FROM FENGHUANG-SHAN IN JIANGLING

SAHARA Yasuo

Many tombs from the age of the emperors Wen and Ying of the early period of the Former Han throughout the Fenghuang-shan 鳳凰山 area of the Jiangling District of Hubei Province 湖北省江陵縣 were investigated from 1973 to 1975. Within several of the excavated tombs organic objects such as wooden and woven artifacts had been particularly well preserved by the effects of ground water. Furthermore, lists of furnishings 遣策, were also excavated from several of the tombs, and the objects listed therein can be checked against the existing furnishings. This study aims at a comprehensive interpretation of the Han-dynasty wooden slips 簡牘 excavated from theses tombs.

In general the slips excavated from Han-era tombs can be categorized as either funerary documents or those that are not. The former are intimately linked with the burial ceremony itself, including letters addressed to the officials of the underworld designed to assist the deceased in addition to the list of funerary objects. The latter were often written by the deceased in his or her lifetime, varied in content, and displayed little ceremonial character. My analysis of the funerary documents proceeds on the basis of this categorization.

First, the following points may be specified on the basis of a comparison of the items in the list of furnishings with the many wooden figurines among the furnishings buried in the Fenghuang-shan tombs in Jiangling. In short, each and every of these wooden figurines had a personal name written on the list and had been placed in the tomb to serve the deceased as a slave. Among them can be seen various occupations, carriage drivers, outriders, chamberlains, domestic and farm laborers, but these are idealized version of a wealthy household. As the deceased journeyed off to the world of the afterlife with his household possessions including his slaves, he sometimes carried letters addressed to the officials of the underworld. This kind of funerary document was composed separately from the list of furnishings and displays specific characteristics according to period and region.

Next, I examine the slips that recounted the life of the deceased. In the wooden slips excavated from Tomb No. Ten at Fenghuang-shan in Jiangling, one sees various items related to the collection of land rents, hay, and head taxes as

well as commercial activities, revealing that the deceased was a village chief, lizheng 里正. Based on this evidence, one can analyze the role of the village chief and the character of his village. First, the residents of the villages of Shiyang 市陽里 and Dangli 當利里 in the Xixiang 西鄉 of Jiangling were of the farming class, but their area of cultivation was very small, and it appears that they had to depend on other methods to make a living. In this regard, these villages were communities with an urban character, unlike the typical Han village.

The village chief who was buried in Tomb No. Ten had been charged with parceling out corvee labor assignments and the collection of land rents, hay and the head tax and its payment to the county 鄉 authorities. This variety of public service was carried out under direct order of the county, but it is thought that in practice the village chief was granted great latitude in fulfilling his duties. The village chief regulated the burden of corvee labor and taxes within his village and at times in cooperation with neighboring villages, in order to satisfy the demands of the government. Therefore the Han village can be regarded as one sort of social community that was complementary to the govemental administration.

The wooden slips from the Fenghuang-shan in Jiangling strongly reflect the period of emperors Wen through Ying and the regional flavor of Nanjun 南郡 Jiangling District. Although they are historical materials related to the history of the Han-dynastic system, they cannot easily be generalized to provide a comprehensive interpretation. Nevertheless, their most outstanding character is that they provide a vertical section of a society from the poor peasant on the land to the wealthy in the underworld of a particular period and place.

A STUDY OF THE SYSTEM OF REGISTERED CONTROL IN SONG CHINA

TSUJI Masahiro

Bian-guan 編管, registered control, was one of the new penalties created by the Song dynasty. As Professor Brian E. McKnight has pointed out in his *"Law and Order in Sung China"*, this form of punishment was less serious than registration in units of the provincial armies, a penalty known *pei-jun* 配軍. But McKnight's description of the features of the bian-guan system includes some inaccuracies, and he has overlooked other important features. Regrettably, McKnight appears to have made no reference to the thesis on the general history